

県管理漁港における放置艇対策推進計画
(令和 7 年度から令和 11 年度まで)

令和 7 年 4 月
沖縄県農林水産部
漁港漁場課

1 放置艇対策の趣旨

沖縄県は、漁港及び漁場の整備等に関する法律（以下「法」という。）及び沖縄県漁港管理条例に基づき 27 漁港を管理しているが、漁業者の高齢化及び漁業経営環境の悪化、並びに処理費用が高額に上る FRP 船の普及等により、放置艇は増加傾向にある。放置艇については、各漁港における漁港機能への支障、漁業就労環境の悪化、景観の阻害、台風時の災害被害など様々な問題を生じさせるとともに、県管理漁港の適正な維持、保全及び運営を図る観点からも大きな課題となっている。

本県は、これまで放置艇対策として放置艇の処理方針を定めた「放置艇等除却処理要領（平成 27 年 5 月 25 日付け農港第 386 号農林水産部長通知。）（以下「要領」という。）」の制定や、計画的な処理を進めるため「沖縄県県管理漁港放置艇対策 5 か年計画（令和 2 年度から令和 6 年度）（以下「前計画」という。）」を策定したほか、放置等禁止区域の指定による規制の強化等に取り組んできたところである。放置艇については、所有者等による自主撤去が原則であり、所有者等に対し、行政指導や法第 39 条の 2 に基づく監督処分等を実施してきた。しかし、高額な処理費用から自主撤去できない、所有者等の死亡による相続関係の複雑化や必要な措置を命ずべき者（所有者等）を特定（確知）できないなどの理由から自主撤去が進まず、前計画の終期を迎えた現在においても県管理 27 漁港で約 500 隻[※]の放置艇が存在しており、放置艇の解消は実現していない。

このような現状を鑑みるに、このたび前計画を踏まえ、新たに「県管理漁港における放置艇対策推進計画（令和 7 年度から令和 11 年度）」を策定するものである。

本計画は、県管理漁港における放置艇の解消を目指した前計画を引き継ぐものであり、計画達成のための施策を大幅に見直すことにより、沖縄県農林水産部が実施する放置艇対策の基本方針を示すものである。

2 計画の目的

漁港は、水産業の健全な発展を図るため、漁業生産活動の良好な就労環境を形成するとともに、都市や漁村との交流を促進する空間である。観光

[※] 令和 6 年度漁港内放置艇の実態調査による調査結果。

立県を掲げる本県は、世界的にも広く認知され評価される観光地の形成を目指しており、漁港は基本的に自由使用であることから、漁業者以外の人々との調整を図ることが、法の目的にも合致するものと考えられる。また、本県の漁港は観光地の一つにもなっており、沖縄の海の玄関口としても非常に重要な役割を担っている。

このようなことから、行政機関、漁業協同組合等関係団体、漁港利用者等において本計画を着実に推進することにより、漁港の適正な管理、保全及び運営を図り、漁業者の就労環境改善及び漁港の景観保全に資することを目的とする。ついては、県管理漁港における放置艇の解消を目指すとともに、1)新たな放置艇発生の未然防止と、2)固定化している放置艇の処理を順次進めていく。

3 計画の性格

本計画は今後5年間の県農林水産部が実施する放置艇対策の基本方針を示すものである。効果的な方針を示すため、関係機関の役割を次のとおり明確にする。

(1) 沖縄県

県は、県管理漁港における水産業の健全な発展を図るため、漁業生産活動の良好な就労環境を形成するとともに、漁港の適正な管理に向けて放置艇対策にかかる処理方針を定める。

また、漁港管理者として、船舶の所有者等に対する行政指導及び法に基づく監督処分の実施、並びに所有者等不明と判断される放置艇の計画的な処理に努める。

(2) 市町村

市町村は、基礎的な地方公共団体として、各圏域において開催される「放置艇等処理方針協議会」等を通じて県や漁協等関係団体と放置艇の現状や対策等について共有を図り、県と連携して放置艇対策を進めていく。

また、漁港管理者である市町村は、管理漁港における水産業の健全な発展を図るため、漁業生産活動の良好な就労環境を形成するとともに、漁港の適正な管理に向けて放置艇の計画的な処理に努める。

(3) 漁協等関係団体（水産系統団体）

漁協等は、地域水産業の中心として組合員等に対し、使用の予定がない漁船については自らの責任で適正に処理するように促すなど、新たな放置艇の抑制に向けた啓発活動に努めるとともに、船舶の係留等に関する状況や届出の有無を把握するなどして漁港内の秩序維持に努める。

また、各圏域において開催する「放置艇等処理方針協議会」等を通じて県や市町村等と現状や対策について共有を図り、漁港管理者（県及び市町村）と連携して放置艇対策を推進する。

(4) 漁港の利用者等

漁港を利用する者は、漁港施設の安全かつ適正な利用に支障とならないように努め、漁港環境の維持に努める。

また、船舶を利用する場合は自らの責任で適切に処分するなど、使用見込みがない船舶については自主撤去を徹底する。

4 計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5か年間とする。

5 今後の放置艇対策の課題

(1) 漁業者の高齢化

近年は漁業者の高齢化や漁業経営環境の悪化により、使用されなくなった船舶が増加傾向にある。このような船舶については、将来的に放置艇となる可能性が高いことから、放置艇の未然防止が課題となる。

(2) 所有者等を確知できない放置艇の処理

船体が朽廃しているなど、調査を尽くしても所有者等を確知できない放置艇の処理が課題となる。

(3) 所有者等の確知に係る調査方法

これまでは、漁船原簿への登録情報や特別民間法人日本小型船舶検査機構への照会情報等から所有者等を確知してきたところである。しかし、従来の調査方法では所有者等の確知に至らない場合が多く、調査方法の見直しが課題となる。

(4) 放置艇の早期の調査及び指導

放置艇については、放置されてから期間が経つほど所有者等の死亡等により権利関係が複雑になる傾向にあることから、早期の調査及び指導が課題となる。

6 計画の成果指標

(1) 放置艇の処理数

調査を尽くしても所有者等の確知に至らないような放置艇については法第 39 条の 2 第 4 項に基づく簡易代執行等を活用し、放置艇処理を推進する。所有者等が死亡・不明等の放置艇を、次のとおり処理することを目標とする。

(単位：隻)

	令和 7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度	計画期間計
放置艇処理数 (死亡・不明等)	3 0	3 0	3 0	3 0	3 0	1 5 0

(2) 放置艇所有者等への指導実施率

調査を尽くしても所有者等の確知に至らない場合については、民間調査会社等の活用により所有者等の確知数の増加に努め、計画期間で所有者等を確知している放置艇に対し、自主撤去の指導を実施する割合（指導実施率）について 60%以上を目標とする。

(3) 新規放置艇に対する警告書等の貼付け指導実施率

新規放置艇については所有者等の情報収集に時間を要し、所有者等への直接の指導が困難である。このことから、放置艇の長期化対策として新規放置艇に対し、計画期間で警告書等の貼付け指導を実施する割合（指導実施率）について 70%以上を目標とする。

7 計画の成果指標達成のための具体的な施策

(1) 放置艇の実態調査

毎年度、県管理 27 漁港の放置艇実態調査を行い、放置艇及び所有者等の現況並びに危険性など、現況や取組について詳細に把握する。

(2) 指導・処分計画の策定

実態調査で把握した放置艇について、緊急性等を総合的に判断し、処理の優先順位を付ける。計画期間の年度毎に重点的に指導・行政処分を行う対象を選定する。

(3) 指導・処分計画の進捗管理

要領に基づき指導・行政処分を着実に実施するとともに、進捗管理に当たり生じる課題について対策を講じる。

(4) 指導・処分計画を実施するための体制整備

要領に定める手続を着実に実施するため、弁護士、行政書士、民間調査会社等の外部資源を活用するほか、必要な体制の整備を図る。

(5) 所有者等の調査に係る外部委託

従来の調査方法では所有者等の確知に限界があることから、民間調査会社等への外部委託により、所有者等の確知に努める。

(6) 放置等禁止区域の指定の拡大

放置等禁止区域を指定することにより、法第 39 条の 2 に基づく監督処分の実施が可能となるため、新たな禁止区域の指定・拡大について検討する。

(7) 簡易代執行の推進

調査を尽くしても所有者等の確知に至らない場合については、法的リスクの回避等も考慮し、積極的に簡易代執行（法第 39 条の 2 第 4 項以下）を活用して放置艇の処理に努める。

(8) 県処理に係る必要予算の確保

廃棄物としての処理や簡易代執行など、県処理による放置艇対策を実施するため、国の補助事業の活用等も含め、計画的に必要な予算を

確保する。

(9) 自主撤去のための費用捻出方法の提案

経済的理由から自主撤去できない放置艇の対策として「放置艇対策基金（仮称）」など、漁協等関係団体（水産系統団体）による自主的な基金の設立を促す。

(10) 県全体への周知

放置艇対策は県全体で取り組む必要があることから、県において取り組んでいる事例を漁港管理者である市町村へ共有を図り、連携して放置艇対策に取り組む。

8 本計画の着実な推進

本計画の着実な推進を図るため、毎年度実施する「放置艇等実態調査」や「放置艇等処理方針協議会」を通じて放置艇の現状等を把握するとともに、必要に応じて方針や対策等の見直しを行う。